

# 使 用 前 確 認 証

原規規発第 2010222 号

関西電力株式会社

執行役社長 森本 孝 殿

2020年7月17日付け関原発第199号をもって申請がありました発電用原子炉施設については、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の1第3項の規定に基づき確認したので、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第21条の規定に基づき、確認証を交付します。

令和2年10月22日

原子力規制委員会